

(宛て先) 釜石市長

令和 年 月 日 提出

釜石市内に家屋敷・事務所・事業所を有していますので、下記のとおり申告します。
また、変更事項のとおり変更があった旨を申告します。

納税義務者	現住民登録地	〒 -										
	本年1月1日 現在の 住民登録地	〒 - (現住民登録地と異なる場合には記入してください)										
	フリガナ	個人番号										
	氏 名											
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	電話番号	-					-
	納税通知書 送付先	<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> その他 ()										
家屋敷等	区 分	1	家屋敷	2	事務所・事業所 (店舗等)	3	貸付目的の建物等					
	(別紙 フローチャート参照)	4	その他 ()									
	所在地	釜石市										
	フリガナ											
名称または 屋号					変更事項 記載欄							

*** 留意事項 ***

- (1) 1月1日現在、釜石市内に住所を有しない方であっても、市内に家屋敷・事務所・事業所を有している場合は、市民税・県民税の均等割が釜石市で課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書に必要な事項を明記の上、釜石市役所税務課にご提出ください。(郵送可)
- (2) 「家屋敷」とは、自己または家族の居住目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、いつでも自由に居住できる状態にある建物のことをいいます。現在の居住の有無及び自己所有かどうかを問いません。(例：住宅以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅(実家)などがこれに該当します。)
- (3) 「事務所・事業所」とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、事業を行うための設備であり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。(例：医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。)